

公の施設に係る受益と負担のあり方（案） 新旧対照表

目次及び資料編

※「第5回 公の施設に係る受益と負担のあり方検討懇話会」の開催終了に伴う追加・修正

番号	変更箇所	変更内容	修正前（素案）	修正後（案）
1	目次及び資料編	修正	7 公の施設に係る受益と負担のあり方検討懇話会 <u>の検討スケジュールについて</u>	7 公の施設に係る受益と負担のあり方検討懇話会 開催概要
2	目次及び資料編	追加		12 第5回懇話会の概要…資料12

第3章 受益者負担による使用料等の設定基準

4 受益者負担割合の設定

(1) 性質別分類の考え方 ①公的関与の必要性 分類Ⅰ 考え方

番号	変更箇所	変更内容	修正前（素案）	修正後（案）
3	P11	修正	公的な関与の下、社会的弱者の擁護、安全・安心の確保、地域コミュニティの維持あるいは <u>教育補完</u> など、市民が社会生活を営むに当たり、必要な生活水準の維持に寄与することを目的として設置された施設	公的な関与の下、社会的弱者の擁護、安全・安心の確保、地域コミュニティの維持あるいは <u>社会教育</u> など、市民が社会生活を営むに当たり、必要な生活水準の維持に寄与することを目的として設置された施設

第4章 使用料等の減免制度について

2 団体利用に対する減免

番号	変更箇所	変更内容	修正前（素案）	修正後（案）
4	P16 第4段落	修正	市が認定した社会教育関係団体、学校教育関係団体、社会福祉団体など、施設の設置目的に沿った活動を行っている団体の施設利用に対する減免は、施設所管課において、 <u>当該認定団体の活動が市の政策に合致しているか、定期的に精査を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。</u>	市が認定した社会教育関係団体、学校教育関係団体、社会福祉団体など、施設の設置目的に沿った活動を行っている団体の施設利用に対する減免は、施設所管課において、 <u>当該認定団体の活動が、減免目的に合っているかどうか、定期的に確認を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。</u>

第4章 使用料等の減免制度について

3 個人利用に対する減免

番号	変更箇所	変更内容	修正前（素案）	修正後（案）
5	P17 第4段落	修正	今後も施設を安定的、持続的に運営し続けていくためには、年長者施設利用証による <u>施設利用者</u> に少なくとも大人料金の <u>半額</u> の負担を求めていく <u>必要があると考えます。</u>	今後も施設を安定的、持続的に運営し続けていくためには、年長者施設利用証により <u>現在10割減免(無料)となっている施設では、少なくとも大人料金の3割</u> の負担を求めていく <u>こととします。</u>

第5章 継続した見直しの取組み

1 効果的かつ効率的な施設運営

番号	変更箇所	変更内容	修正前（素案）	修正後（案）
6	P18 第3段落	修正	また、施設運営に当たっては、施設の魅力を向上させることや、施設の利用頻度を <u>高める料金体系とすること</u> などにより、施設利用者数と使用料収入の確保及び増加を図ることとします。	また、施設運営に当たっては、施設の魅力を向上させることや、施設の利用頻度を <u>高めるために、回数券の割引率拡大や、回数券・定期券・共通入場券の導入</u> などにより、施設利用者数と使用料収入の確保及び増加を図ることとします。